

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第41号

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則(平成6年3月規則第94号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (使用料の後納) 第3条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。 (1) [略] (2) <u>市長</u> がやむを得ないと認めるとき。 (使用料の減免) 第4条 条例第10条に規定する規則で | (使用料の後納) 第3条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。 (1) [略] (2) <u>条例第20条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)</u> がやむを得ないと認めるとき。 (使用料の減免) 第4条 条例第10条に規定する規則で |

定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) 条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が神戸市立こうべ市民福祉交流センター（以下「センター」という。）の事業として使用するとき。 免除

(2) 地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるとき。 使用料の5割相当額の減額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
市長がその都度定める額の減額又は免除

（使用料の返還）

第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が

定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) 指定管理者が神戸市立こうべ市民福祉交流センター（以下「センター」という。）の事業として使用するとき。 免除

(2) 地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 使用料の5割相当額の減額

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。
指定管理者がその都度定める額の減額又は免除

（使用料の返還）

第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が

使用しようとする日の7日前の日
(当該期日が第9条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日。以下同じ。)までに指定管理者に申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 全額

(3) 条例第5条第2項の規定による変更の決定を受けた場合において、変更前の使用料の額が変更後の使用料の額を超えたとき。 超過して納付している額

(4) 条例第14条第2項の規定による処分により研修室等を使用することができなくなったとき。 市長がその都度定める額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めたととき。 市長がその都度定める額

別表 (第2条関係)

[略]

使用しようとする日の7日前の日
(当該期日が第11条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日。以下同じ。)までに指定管理者に申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 全額

(3) 第3条第2項の規定による変更の決定を受けた場合において、変更前の使用料の額が変更後の使用料の額を超えたとき。 超過して納付している額

(4) 条例第14条第2項の規定による処分により研修室等を使用することができなくなったとき。 指定管理者がその都度定める額

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が返還すべき正当な理由があると認めたととき。 指定管理者がその都度定める額

別表 (第4条関係)

[略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。